



三井住友銀行が関西みらいフィナンシャルグループ<7321>株式の大量保有報告書を提出



関西みらいフィナンシャルグループ<7321>について、三井住友銀行が4月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「銀行法上の関連法人等として政策的に保有、重要提案行為等を行うこと」によるもの。

報告書によると、三井住友銀行の関西みらいフィナンシャルグループ株式保有比率は、23.91%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年4月1日。